

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	桂川町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.keisen.fukuoka.jp/kurashi/bango/renkei.php

執行機関名 桂川町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第20号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項 桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第20号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1条	桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>精神又は身体に障害を有する児童</u> について特別児童扶養手当を支給し、 <u>精神又は身体に重度の障害を有する児童</u> に障害児福祉手当を支給するとともに、 <u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、 <u>これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第20号) 桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年規則第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例第5条第2項
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	重度障害者医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例第3条第2項第4号、第5号、第3項及び第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	重度障害者及びその配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者の道府県民税に関する情報
備考		